

「こころと体のリフレッシュ講座」開催支援事業実施要領

1 目的

公立学校共済組合員（以下「組合員」という。）の心身の健康保持・増進を目的に、組合員を対象とする健康管理に関する講座を、所属所又は組合員で構成されるグループ等（以下「所属所等」という。）が開催する場合に、公立学校共済組合山形支部（以下「支部」という。）の支部長は、予算の範囲内で講座開催の支援を行う。

2 支援の対象となる講座のテーマ

支援の対象となる講座のテーマは、心身の健康保持・増進に資するもので次のいずれかに該当するものとする。

- (1) メンタルヘルスに関するもの
- (2) 生活習慣病の予防に関するもの
- (3) 職場のコミュニケーションづくりに関するもの
- (4) その他健康管理に寄与するテーマとして、支部長が適当と認めるもの

3 支援の対象となる所属所等

支援の対象となる所属所等は、次のいずれかとする。

- (1) 所属所（分校で開催する場合の申請者は本校の所属所長とする）
- (2) 複数の所属所で構成する機関・団体に規約を有するもの
- (3) 組合員で構成されるグループや団体等で、規約を有し、かつ事業の目的に合致するものとして支部長が認めるもの

4 支援内容

支部長が支援する内容は次のとおりとする。

(1) 講師謝金

講師謝金は、見積書を徴取する等の方法で金額を確認すること。見積書の徴取が困難な場合等には、1時間あたり6,000円を支部長が講師に対して直接支払う。

ただし、講師謝金は1講座あたり30,000円を上限とする。

(2) 交通費

講師の交通費は、県職員等の旅費に関する条例に基づいて算出した額とし、支部長が講師に対して直接支払う。

5 支援対象となる所属所等での講座開催期間

4月1日から翌年2月末日までとする。

6 手続き

支援に係る事務手続きは次のとおりとする。

(1) 事前相談

講座の内容によっては対象とならない場合があるため、所属所等は申請前に支部担当者へ相談すること。

(2) 申請

所属所等は、原則として開催希望日の2ヶ月前までに「こころと体のリフレッシュ講座」開催申請書(様式第1号)を支部長に提出すること。

その際、講師謝金の根拠となる書類、申請する所属所等が上記3の(2)及び(3)に該当する場合は、当該規約の写しを添付すること。

(3) 支援の決定

支部長は申請内容を審査し、支援の可否を決定するとともに所属所等に決定通知書(様式第2号)により通知する。

なお、講座内容及び講座開催に係る詳細な調整については、所属所等が講師と直接行うものとする。

(4) 報告

所属所等は、講座開催後2週間以内に「こころと体のリフレッシュ講座」開催報告書(様式第3号)を支部長に提出すること。

また、講座で配布した資料、開催写真の電子データを添付し支部長に提出すること。電子データについては、個人のプライバシーに配慮し送付すること。

(5) 請求・支払い

講師又は講師所属から提出された請求書(様式第4号)を支部長に提出すること。

支部長は請求書を審査し、適切と認められる場合は、講師謝金及び交通費を支払うものとする。

7 支援の制限等

予算を超える申請があった場合及び同一の所属所等が複数回の講座を申請した場合は、支援を制限することがある。

8 附則

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。